

長浜市スポーツ協会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、長浜市スポーツ協会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団（市民体育館内）内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、体育・スポーツの普及発展を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツの奨励に関すること。
- (2) 加盟団体の発展と、相互の連絡・融和に関すること。
- (3) 体育・スポーツに関する団体との連絡調整に関すること。
- (4) 体育・スポーツに関する各種事業の実施および援助に関すること。
- (5) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (6) 指導者の育成に関すること。
- (7) 体育・スポーツ関係功労者の表彰に関すること。
- (8) 公益財団法人滋賀県スポーツ協会の加盟団体として、必要な事業を行うこと。
- (9) その他、前条の目的を達成するために、必要な事業を行うこと。

(組 織)

- 第 5 条 本会は、長浜市内における各種アマチュア体育団体・地区体育振興会ならびに本会の事業の趣旨に賛同する賛助会員をもって組織する。
- 2 本会に加盟しようとする団体は、理事会の同意を経て、代表者会議の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。
 - 3 加盟団体が脱退しようとする時は、その理由を付けて脱退届を提出し、理事会の同意を経て、代表者会議の過半数の同意を得なければならない。
 - 4 加盟団体が、第1項に掲げる資格を失ったとき、または、本会の加盟団体として不適当と認められたときは、理事会の同意を経て、代表者会議の過半数の同意を得て脱退させることができる。

(役 員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|------|---------|-----|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 若干名 |
| (3) | 顧 問 | 若干名 |
| (4) | 参 与 | 若干名 |
| (5) | 理 事 長 | 1名 |
| (6) | 副 理 事 長 | 3名 |
| (7) | 理 事 | 若干名 |
| (8) | 競技専門部長 | 1名※ |
| (9) | 競技専門部員 | 若干名 |
| (10) | 監 事 | 2名 |
| (11) | 幹 事 | 若干名 |

(役員を選出)

第 7 条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長および理事選出団体は、代表者会議において選任する。
- (2) 理事長、副理事長は理事の中から互選し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 競技専門部長および競技専門部員は理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

(4) 監事および幹事は代表者会議において選任し、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事長は、理事会を統率し、会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (6) 競技専門部長および部員は、本会主催の事業に関して会長の要請を受け理事会に出席し、意見を述べることができ、その執行にあたる。
- (7) 監事は、本会の経理状況を監査する。
- (8) 幹事は、庶務会計事務をつかさどる。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は 2 年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、仕事が終わっても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(顧問および参加)

第 10 条 本会は、顧問および参加を置くことができる。

- 2 顧問および参加は理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問および参加は、会長および理事会の諮問に応じる。
- 4 参加は、重要事項の審議について会長の要請を受け、理事会に出席して意見を述べることができる。

(代表者会議)

第 11 条 代表者会議は、本会の業務に関する重要事項を議決する。

- 2 代表者会議は、加盟団体代表者をもって構成する。ただし加盟団体代表者が会長・副会長に選任された団体においては、当該団体代表者の代理者をもって充てる。
- 3 代表者会議は、会長が召集して毎年 1 回春季にこれを開く。但し、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。
- 4 理事および監事もしくは加盟団体代表者の 3 分の 1 以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は、2 週間以内に代表者会議を召集しなければならない。
- 5 代表者会議は、加盟団体代表者の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。但し、委任状をもって出席したものとみなす。
- 6 加盟団体代表者が、代表者会議に出席できないときは、委任するか、または代理人を出席させ、議決権を行使することができる。
- 7 代表者会議の議事は、会長の指名した者が議長となり、出席者の過半数を以て決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第 12 条 理事会は、必要に応じて理事長が召集し、理事長が議長になる。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。但し、重要案件の時はその限りでない。
- 3 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を召集しなければならない。
- 4 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- 5 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 6 理事会に出席できない理事は、議決権を委任することができる。但し、委任状をもって出席したものとみなす。

(競技専門部長・競技専門部員)

- 第13条 競技専門部会は、必要に応じて理事長が召集する。
2 競技専門部長は、理事会で議決された事項について処理し、執行する。

(会計)

- 第14条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。
(1) 会費
(2) 補助金および寄付金
(3) その他の収入
2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局員)

- 第15条 本会の庶務会計事務を補佐するため、事務局に事務局員を置くことができる。
2 事務局員に関する事項は理事会が別に定める。

(補則)

- 第16条 本会は、公益財団法人滋賀県スポーツ協会に加盟するものとする。
2 この規約に定めるほか、本会の執行に関し必要な事項は会長が別に定める。

(付則)

本規約は、平成18年4月1日から施行する。
平成19年 4月26日 一部改正
平成19年11月27日 一部改正
平成20年12月17日 一部改正 (平成21年4月1日施行)
平成21年 4月23日 一部改正
平成23年 4月28日 一部改正
平成24年 5月16日 一部改正
平成30年 5月28日 一部改正

(競技専門部長・競技専門部員)

- 第13条 競技専門部会は、必要に応じて理事長が召集する。
2 競技専門部長は、理事会で議決された事項について処理し、執行する。

(会計)

- 第14条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。
(1) 会費
(2) 補助金および寄付金
(3) その他の収入
2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局員)

- 第15条 本会の庶務会計事務を補佐するため、事務局に事務局員を置くことができる。
2 事務局員に関する事項は理事会が別に定める。

(補則)

- 第16条 本会は、公益財団法人滋賀県スポーツ協会に加盟するものとする。
2 この規約に定めるほか、本会の執行に関し必要な事項は会長が別に定める。

(付則)

本規約は、平成18年4月1日から施行する。
平成19年 4月26日 一部改正
平成19年11月27日 一部改正
平成20年12月17日 一部改正 (平成21年4月1日施行)
平成21年 4月23日 一部改正
平成23年 4月28日 一部改正
平成24年 5月16日 一部改正
平成30年 5月28日 一部改正

平成 30 年 5 月 28 日 可決議決

⑩

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成 30 年 5 月 28 日

